

社会福祉法人はつらつの里

役員報酬等支給規則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はつらつの里（以下「当法人」という）の、理事及び監事（以下「役員」とする）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(評議員会の出席及び業務の報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席及び評議員会以外に法人の業務を行う場合、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事及び監事が評議員会の要請を受けて出席した場合も同様とする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事会の出席及び業務の報酬等)

第3条 理事長及び理事・監事が理事会へ出席及び理事会以外に法人の業務を行う場合は、別表 2 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が監事監査、その他法人の業務を行う場合は、別表 3 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給)

第5条 役員並びに役員等については、第 2 条から第 4 条以外の報酬、賞与及び退職手当を支給しない。

(役員並びに役員等の出張の手当等)

第6条 役員並びに役員等が職務のため出張したときは、別表 4 により報酬及び旅費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規則(01)は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

この規則(02)は、平成 4 年 3 月 5 日から施行する。

この規則 HC1-0161-007(03)は、平成 24 年 3 月 24 日から施行する。

この規則 HC1-0161-007(04)は、平成 27 年 3 月 28 日から施行する。

この規則 HC1-0161-007(05)は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。

この規則 HC1-0161-007(06)は、平成 29 年 6 月 24 日から施行する。

別表 1(評議員会の出席及び業務の報酬等) (日額)

	報酬額	実費弁償費
評議員会への出席	7,000 円	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	17,000 円	3,000 円

※評議員については、定款の定めにより高額となる場合は、定款変更が必要。

別表 2(理事会の出席及び業務の報酬等) (日額)

	報酬額	実費弁償費
理事会への出席	7,000 円	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	17,000 円	3,000 円

別表 3(監事の報酬等) (日額)

	報酬額	実費弁償費
監事監査等への出席	27,000 円	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	17,000 円	3,000 円

別表 4 (役員並びに役員等の出張の手当等)

報酬額	旅費	宿泊費	その他
10,000 円	実費	実費	実費